

匠瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金 チェックシート(実績報告時)

提出者 申請者本人 申請者と同一世帯の構成員
 代理人(業者名) その他()

① 住所 番地

② 氏名

③ 連絡先 代理人 法人名
氏名(担当者)
電話

1 報告者等の要件

チェック欄	【報告書等の要件のチェック】	備考
	実績報告の期日までに、補助対象地域内(中央地区(八日市場口、八日市場八)・豊栄地区(飯倉)・豊和地区(大寺、飯塚、内山、米持)・椿海地区(春海)に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている。	補助金交付申請書の提出時点において補助対象地域内に居住している場合は不要
	補助金の申請年度の2月末日までに工事の完了し、かつ、2月末日までに実績報告書の提出をした。	

2 報告書類

■共通書類

チェック欄	【報告書類のチェック】	備考
	第10号様式(実績報告書)	
	第10号様式(実績報告書) 内の「再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書」の同意	同意が無い場合は毎年度市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書等を提出すること
	第11号様式(補助対象設備の概要)	
	補助事業に係る工事請負契約書の写し	
	設置に係る金額、申請者名、販売店名、発行日がわかる領収書またはその他補助事業者が補助事業に係る費用を負担したことを証する書類の写し	リースまたはPPAで導入した場合は不要 領収書は補助事業に係る費用の支払いに係るもののみであること。補助対象経費以外の費用が含まれている場合は、「ただし書き等」に「〇〇設備の設置費用**円を含む。」等の記載をすること。
	第10号様式(実績報告書) 内の「住民基本台帳の閲覧同意書」の同意	同意が無い場合は続柄の記載された住民票謄本の写しを提出すること
	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	設置箇所ごとに、着工前、着工中、設置後の各状況をそれぞれ撮影すること 高効率空調機器、高効率給湯機器および蓄電池の場合は、建物全体と導入した設備の型式も撮影すること。
	再生可能エネルギー発電設備と接続していること、再生可能エネルギー電力証書を購入していること、電力契約を再生可能エネルギー電力に切り替えていることを証する書類	次のいずれか1つの写し ①再生可能エネルギーの売電明細 ②電力需給契約変更申込書 ③発電設備の保証書 ④接続契約の御案内 ⑤特定契約締結完了通知 ⑥落成受付完了通知 ⑦系統連系完了通知 ⑧受給契約申込受付サービスの申込詳細情報の画面コピー ⑨購入実績お知らせサービスの画面 ⑩特定契約の御案内 ⑪再生可能エネルギー電力証書 ⑫再生可能エネルギー電力契約書
	本チェックシート	
	第13号様式(交付請求書)	

■既存住宅断熱改修

チェック欄	【報告書類のチェック】	備考
	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれか1つの写し ①保証書 ②出荷証明書 ③検査日が記載された出荷検査成績書

■高効率空調機器および高効率給湯器

チェック欄	【報告書類のチェック】	備考
	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれか1つの写し ①保証書 ②出荷証明書 ③検査日が記載された出荷検査成績書
	補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であることを証する書類	新築の住宅に導入した場合のみ 次のいずれか1つの写し ①家屋に関わる固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書 ⑥登記事項証明書

■蓄電池

チェック欄	【報告書類のチェック】	備考
	補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し	保証書、出荷証明書など
	補助対象設備の要件を満たしていることが確認できる書類の写し	パッケージ型番(システム全体を統合して管理する番号)がSII(一般社団法人環境共創イニシアチブ)の実施する補助事業の補助対象システムとして登録されていることが確認できるもの
	補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であることを証する書類	新築の住宅に導入した場合のみ 次のいずれか1つの写し ①家屋に関わる固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書 ⑥登記事項証明書